

証券コード 9826
平成27年6月10日

株 主 各 位

京都市中京区三条通寺町東入石橋町11番地

株 式 会 社 **JEUGIA**

代表取締役社長 西 村 昌 史

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討いただき、同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 京都市中京区四条通大宮東入錦大宮町127番地
大宮阪急ビル3階 当社大宮センター ホール
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第64期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役4名選任の件
第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
各議案の概要は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（31頁から35頁まで）に記載のとおりであります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、事業報告並びに計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.jeugia.co.jp/ir/irinfo/soukai.html>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府や日銀の経済・金融政策により、企業収益の改善や雇用情勢の改善など景気回復の動きが見られたものの、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動減を背景に個人消費の低迷が長期化傾向を示すなど、依然として先行きは不透明な状況で推移いたしました。

このような状況下で当社は、「教室事業のより一層の拡充」を基本方針に、「お客様に愛される教室・店舗」を目指し、教室・店舗運営力の向上、顧客対応力の強化、優秀な人材の確保と育成、コンプライアンスの徹底を重点課題として取り組んでまいりました。

教室では、会員数拡大に向け、4月に滋賀県草津市の総合楽器ショップ内の音楽教室を拡張し、6月には京都市南区のカルチャー教室において増床リニューアルを実施するなど、「快適で安全・安心」な教室づくりを推進してまいりました。また、10月には埼玉県久喜市と大阪府和泉市のショッピングセンター内にそれぞれカルチャー教室を新設し、教室網の更なる拡充を図ってまいりました。さらに、新規会員募集を重点業務として取り組み、多様な募集イベントの開催や各地域イベントへの参加を通して、より多くのお客様に向けた告知活動を展開してまいりました。

店舗では、厳しい市場環境の中で顧客ニーズの変化に対応した商品の仕入や商品陳列の見直しに取り組むとともに、新たな需要を創造するための店内イベントなどを積極的に実施してまいりました。また、3月には大阪府茨木市の楽器&AVソフト店舗を、新たに「大人のための音楽教室」を併設した総合楽器ショップとしてリニューアルいたしました。

また、経営環境・収益状況の変化に対応するべく、京都市伏見区のAVソフト店舗を6月に、名古屋市緑区のカルチャー教室を8月に、千葉県市原市のカルチャー教室を2月にそれぞれ閉鎖し、経営の効率化を図ってまいりました。

売上高の状況は、カルチャー教室、音楽教室の収入が、カルチャー教室の新店効果やリニューアル、増床など各教室の環境整備が進んだことにより、概ね堅調に推移いたしました。一方、商品販売につきましては、消費税増税後の消費マインド低下の影響が想定以上に長期化したことに加え、夏場以降の天候不順も重なって、店舗部門を中心に大変厳しい推移となりました。電子オルガンの販売は新製品効果により増収となったものの、管弦楽器、ギター、ピアノなどの楽器商品が総じて減収となった他、AVソフトも前事業年度及び当事業年度第1四半期に閉鎖した2店舗の影響により減収となりました。

利益の状況につきましては、粗利益率に改善は見られたものの、売上高の減少を補うには至らず、販売費及び一般管理費も新設教室の固定費増などの影響で前年同期並みとなったことにより、営業利益、経常利益はそれぞれ減益となりました。また、特別損失に固定資産の減損損失を18百万円計上するとともに、繰延税金資産を取り崩して法人税等調整額を19百万円計上したことにより、当期純損益は大幅な減益となりました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高78億92百万円（前年同期比5.4%減）、営業利益31百万円（同80.3%減）、経常利益29百万円（同81.5%減）、当期純損失54百万円（前年同期は当期純利益56百万円）となりました。

セグメント別の状況は、次のとおりであります。

（店舗事業部）

商品群ごとの店頭プロモーションや販促イベント活動を積極的に実施しましたが、当事業年度第1四半期から続く、店舗での楽器商品販売の厳しい状況から脱するには至らず、減収が続く結果となりました。AVソフト商品も減収幅に縮小傾向は見られたものの、閉鎖2店舗の影響により減収となりました。結果、売上高は27億85百万円（前年同期比11.8%減）、セグメント損失は10百万円（前年同期はセグメント利益16百万円）となりました。

（音楽教室事業部）

音楽教室は、会員募集体制を整備・強化したことにより、子供会員の減少傾向に一定の歯止めがかかり、大人会員も堅調に増加したことから、概ね前年同期並みとなりました。また、電子オルガンの新製品が会員への販売を中心に好調に推移しましたが、前事業年度の防音関連商品大型納品の影響は補えずに減収の結果となり、売上高は26億5百万円（前年同期比3.5%減）、セグメント利益は2億41百万円（同16.8%減）となりました。

(カルチャー事業部)

既存カルチャー教室の会員募集では、第3四半期以降にやや苦戦を強いられた教室も見られましたが、「京都特別講座」をはじめ全国各地の地域特性を活かした「ご当地講座」など当社オリジナル講座の積極的な展開と、前事業年度第3四半期以降に新設した5教室の新店効果により前年同期並みを確認して、売上高は25億円(前年同期比0.7%増)となりました。セグメント利益は、新設教室の固定費など販売管理費の増加が影響して1億60百万円(同27.6%減)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資の総額は1億73百万円となりました。その主なものは店舗、音楽教室及びカルチャーセンターの新設、改装によるものです。

(3) 資金調達の状況

上記の設備資金は、自己資金及び借入金により充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、企業収益や雇用環境の改善により、設備投資や個人消費にも回復の動きが見えるなど、景気は全体として緩やかな回復基調にあるものと思われま

す。このような状況下で当社は、音楽教室及びカルチャー教室の会員数拡大を経営の最重点課題と位置づけ、大人のための音楽教室並びにカルチャー教室の新規出店やリニューアル、環境整備を積極的に行い、教室運営力の強化及び収益性の向上に努めてまいります。

店舗部門におきましては、楽器商品全般の売上高回復を緊急課題として、京都市中京区の三条本店を中心に専門販売員の育成研修を充実する他、顧客参加型のイベント活動をより一層拡充してお客様の来店数、来店頻度の増加を図りながら、販売力を強化してまいります。

また、新たな事業への取り組みとしてカフェ事業を導入いたします。京都市下京区のAVソフトショップを全面改装して、新たに「カフェ&バー」+「音楽・書籍・雑貨」の新業態店舗を開設するなど、新しい収益事業の創出を目指して、今後も果敢にチャレンジしてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第 61 期	第 62 期	第 63 期	第 64 期 (当事業年度)	
	平成23年4月から 平成24年3月まで	平成24年4月から 平成25年3月まで	平成25年4月から 平成26年3月まで	平成26年4月から 平成27年3月まで	
売上高	9,057,252	8,610,411	8,342,593	7,892,470	
経常利益	151,531	173,656	160,910	29,771	
当期純利益 (△純損失)	47,459	67,258	56,720	△54,968	
1株 当たり	当期純利益 (△純損失)	5.76円	8.17円	6.89円	△6.68円
	純資産額	274.73円	285.80円	287.49円	287.96円
純資産	2,263,235	2,354,044	2,367,363	2,370,509	
総資産	6,438,320	6,253,114	5,770,057	5,671,928	

(注) 1株当たり当期純利益(△純損失)は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、音楽教室、カルチャー教室の運営及び楽器、AV(音楽映像)ソフトの販売等の事業を営んでおります。

(8) 主要な営業所

- ① 本店 京都市中京区三条通寺町東入石橋町11番地
- ② 本部 京都市中京区三条通寺町西入弁慶石町61番地
サウンドステージ4階
- ③ 主要な店舗及び教室

1. AVソフト、楽器店舗

地 域	店 舗 名	店 舗 数
京 都 府	三条本店、四条店、大宮ショッピング、宇治大久保店、イオンモール久御山店	5
滋 賀 県	草津A・SQUARE店、南草津店	2
大 阪 府	上本町近鉄店、高槻店、イオンモール茨木店	3
計		10

2. 音楽教室

地 域	教 室 名	会 場 数
京 都 府	ミュージックサロン三条、ミュージックサロン京都駅、ミュージックサロン四条、大宮センター、御池センター、PMC御池、ハーモニーステーション、ミュージックセンター洛西、ミュージックセンター藤森、ダイゴセンター、山科センター、京都音楽院、長岡京センター、桂センター、宇治センター、ミュージックセンター京田辺、木津センター、西舞鶴センター、東舞鶴センター、他28会場	47
滋 賀 県	ミュージックセンター大津京、膳所ときめきセンター、アルプラザ堅田センター、栗東センター、ミュージックサロンA・SQUARE、グリーンプラザ、ミュージックセンター彦根、他8会場	15
大 阪 府	高槻センター、島本センター、ミュージックサロンイオンモール茨木	3
計		65

3. カルチャー教室

地 域	教 室 名	会 場 数
京 都 府	フォーラム御池、カルチャー-KYOTO、ファミリーカレッジ、 カルチャーセンターイオンモール京都五条、カルチャーセンターMOMOテラス、 カルチャーセンターイオン洛南、カルチャーセンター西友山科、 カルチャーセンターエコー、カルチャーセンターイオンモール高の原、 カルチャーセンターアルプラザ城陽	10
滋 賀 県	カルチャーセンター石山平和堂、カルチャーセンターくさつ平和堂、 カルチャーセンターアルプラザ瀬田、カルチャーセンター平和堂近江八幡、 カルチャーセンターイオンモール草津	5
大 阪 府	カルチャーセンター千里セルシー、カルチャーセンタークロスモール、 カルチャーセンターイオンモール堺北花田、カルチャーセンター光明池、 カルチャーセンターイオンモールドりんくう泉南、カルチャーセンターららぽーと和泉	6
兵 庫 県	カルチャーセンターららぽーと甲子園、カルチャーセンターイオンモール伊丹昆陽	2
奈 良 県	カルチャーセンターイオンモール樫原	1
岩 手 県	カルチャーセンターイオンモール盛岡南	1
宮 城 県	カルチャーセンターイオンモール石巻	1
新 潟 県	カルチャーセンターイオンモール新潟南	1
東 京 都	カルチャーセンター多摩センター、カルチャーセンターイオンモールむさし村山	2
神 奈 川 県	カルチャーセンターテラスモール湘南、カルチャーサロン川崎	2
千 葉 県	カルチャーセンターBIG HOP印西、カルチャーセンターイオンモール八千代緑が丘	2
埼 玉 県	カルチャーセンターイオンモール羽生、カルチャーセンターイオンレイクタウン カルチャーセンターモラージュ菖蒲	3
富 山 県	カルチャーセンターイオンモール高岡	1
愛 知 県	カルチャーセンターイオンタウン有松、カルチャーセンターイオンタウン千種、 カルチャーセンターリソラ大府、カルチャーセンターmozoワンダーシティ	4
岐 阜 県	カルチャーセンターモレラ岐阜、カルチャーセンターアクアウォーク大垣	2
三 重 県	カルチャーセンター桑名	1
広 島 県	カルチャーセンター福山	1
香 川 県	カルチャーセンター高松	1
愛 媛 県	カルチャーセンターエミフルMASAKI	1
福 岡 県	カルチャーセンターイオンモール福岡、カルチャーサロン天神、 カルチャーセンターイオンモール八幡東、カルチャーセンターサンリブシティ小倉、 カルチャーセンターイオンモール筑紫野、カルチャーセンターイオンモール香椎浜、 カルチャーセンター木の葉モール橋本	7
熊 本 県	カルチャーセンターイオンモール熊本	1
大 分 県	カルチャーセンターパークプレイス大分	1
鹿 児 島 県	カルチャーセンターイオンモール鹿児島	1
計		57

(注) カルチャーセンターは他に業務提携会場が9会場ありますが、上記会場数には含んでおりません。

(9) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末 増減	平均年齢	平均勤続年数
188名	6名増	46.5歳	13.9年

(注) このほか、臨時従業員の期末人員は259名（1日8時間換算）であります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額(千円)
株式会社みずほ銀行	633,633
株式会社京都銀行	630,551
株式会社滋賀銀行	360,663
三井住友信託銀行株式会社	50,000
日本生命保険相互会社	43,700

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株
(2) 発行済株式の総数 8,272,500株
(自己株式40,551株を含む)
(3) 株主数 969名
(4) 大株主(上位10名) (平成27年3月31日現在)

株 主 名	持 株 数 (千 株)	持 株 比 率 (%)
株式会社ヤマハミュージックジャパン	2,639	32.07
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	406	4.94
株 式 会 社 京 都 銀 行	400	4.87
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	398	4.84
J E U G I A 取 引 先 持 株 会	291	3.54
有 限 会 社 田 中 商 店	260	3.16
J E U G I A 従 業 員 持 株 会	253	3.07
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	224	2.72
大 和 無 線 電 器 株 式 会 社	166	2.02
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	127	1.54

(注) 持株比率は自己株式(40,551株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (平成27年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 田 陽 一	
常 務 取 締 役	川 村 義 和	総務部長兼経理部長
常 務 取 締 役	西 村 昌 史	事業統括本部長
取 締 役	荒 木 伸 一	店舗事業部長
取 締 役	山 根 篤	カルチャー事業部長
取 締 役	山 森 直 樹	音楽教室事業部長
取 締 役	小 野 博 識	株式会社ヤマハミュージックジャパン楽器 営業本部西日本営業部長
常 勤 監 査 役	斉 藤 典 子	
監 査 役	中 川 正 茂	中川公認会計士事務所所長
監 査 役	小 林 千 春	小林千春法律事務所所長

- (注) 1. 取締役小野博識氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役中川正茂及び監査役小林千春の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役斉藤典子氏は、株式会社ヤマハミュージックジャパン経営管理部管理課課長及び業務担当次長を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役中川正茂氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、監査役中川正茂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当期中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

(新任取締役の就任)

新役名	新職名	氏名	異動年月日
取締役	音楽教室事業部長	山森 直樹	平成26年6月27日
取締役	—	小野 博識	平成26年6月27日

(新任監査役の就任)

新役名	新職名	氏名	異動年月日
監査役	—	齊藤 典子	平成26年6月27日

(取締役の退任)

役名	氏名	退任年月日	退任事由
取締役	吉井 幹也	平成26年4月30日	辞任
取締役	鈴木 宏幸	平成26年6月27日	辞任
代表取締役社長	山田 陽一	平成27年3月31日	辞任

(監査役の退任)

役名	氏名	退任年月日	退任事由
監査役	中村 明美	平成26年6月27日	辞任

(役員の変動)

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
常務取締役	カルチャー事業部長	取締役	カルチャー事業部長	西村 昌史	平成26年8月1日
常務取締役	事業統括本部長	常務取締役	カルチャー事業部長	西村 昌史	平成26年10月1日
常務取締役	総務部長兼経理部長	常務取締役	経営管理担当	川村 義和	平成26年10月1日
取締役	カルチャー事業部長	取締役	総務部長兼経理部長	山根 篤	平成26年10月1日

7. 決算期後において代表取締役に異動があり、次のとおりとなりました。

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
代表取締役社長	—	常務取締役	事業統括本部長	西村 昌史	平成27年4月1日

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	7名	89,280千円
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	12,880千円 (5,140千円)
合 計 (うち社外役員)	11名 (2名)	102,160千円 (5,140千円)

- (注) 1. 上記の報酬等の支給額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額として、取締役5名9,000千円、監査役3名1,120千円(うち社外監査役400千円)が含まれております。
2. 上記のほか、平成26年6月27日開催の第63回定時株主総会決議に基づき、同日をもって退任した監査役に対し退職慰労金(4,320千円)を支給しております。
3. 取締役及び監査役の支給人数には、当事業年度中に退任した取締役1名及び監査役1名が含まれ、また、社外取締役については、報酬を支払っていないため含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

1. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役小野博識氏は、株式会社ヤマハミュージックジャパン楽器営業本部西日本営業部長を兼務しており、当社は同社との間に製品販売等の取引関係があります。また、同社は当社の大株主であり、その持株数は2,639千株、自己株式控除後の持株比率は32.07%であります。
監査役中川正茂氏は、中川公認会計士事務所所長であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
監査役小林千春氏は、小林千春法律事務所所長であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
2. 社外取締役の当事業年度における主な活動状況
取締役小野博識氏は、平成26年6月27日就任以降に開催された取締役会13回のうち12回に出席して、豊富な経営管理の経験や、市場戦略・営業政策に関する事項について、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
3. 社外監査役の当事業年度における主な活動状況
1) 監査役中川正茂氏は、当事業年度に開催された取締役会17回全てに、監査役会12回のうち11回に出席して、取締役会においては取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、公認会計士としての専門的、大局的な見地からの意見、要望を述べております。

2) 監査役小林千春氏は、当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回、監査役会12回のうち9回に出席して、取締役会においては取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、コンプライアンスに関する取り組み並びに内部統制について適宜、弁護士としての専門的、大局的な見地からの意見、要望を述べております。

(4) **責任限定契約の内容の概要**

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社定款において会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。

① 社外取締役との責任限定契約

当社と社外取締役は、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。

② 社外監査役との責任限定契約

現時点では責任限定契約は締結しておりません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

京都監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

名称	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
京都監査法人	19,380千円	19,380千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、小規模組織で個々の役職員まで把握できる状況にあり、代表取締役自らが企業理念の精神を役職員に伝えることにより、法令及び定款に遵守した行動がとられる経営体制の確立に努めております。また、風通しの良い社風の維持を心がけ、社内におけるコンプライアンス違反行為が行われ、もしくは行われようとしていることに気がついた時は、迅速に報告・連絡が行われる仕組みを構築しております。加えて、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に研修等を通じて役職員教育を行います。内部監査部門は、総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査いたします。また、法令上疑義のある行為等については、社外の弁護士と適時協議し指導を受けることとしております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「文書管理規程」「取締役会規則」及び「稟議規程」に従い、取締役会議事録や稟議書類を適切に保存・管理しております。

上記文書については、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合には、「文書取扱規程」に基づき、これらの文書等を常時閲覧できるものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、安全管理、事業等のリスク、情報セキュリティ及び個人情報の管理等については、各々の担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとしております。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めることとしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、原則として毎月1回以上の取締役会を開催し、経営戦略・事業計画等の重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監査等を行っております。加えて、取締役会における迅速かつ的確な意思決定に寄与することを目的とした営業統括会議を必要に応じて開催しております。業務運営については、経営計画及び年度予算を立案して目標を設定するとともに、各々担当部署において、その目標達成に向けて効率的な達成の方法を定め、各部門の具体策を立案・実行しております。また、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューして改善を促すことを行っております。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、必要に応じて、当社の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとしております。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備しております。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定する方法をとっております。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は常勤監査役1名及び社外監査役2名で構成され、監査役が取締役会ほか重要な会議に常時出席し、取締役の職務執行に対して監査を行い、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧して、必要に応じて取締役にその説明を求めることとしております。なお、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

(8) 財務報告の適正性を確保するための体制

適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程、サービス規程、及び業務マニュアル等の整備に取り組み、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の向上を図っております。

内部監査部門は、業務の遂行状況、内部牽制、日常的なモニタリング等の監査を実施して内部統制の有効性の評価を行い、是正が必要な場合は改善の提言を行う等、財務報告の適正性の確保に努めております。

(9) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその体制

(基本的な考え方)

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で対応することが必要であると考えております。

(体制)

当社は、「コンプライアンス規程」を定め、全従業員への周知を図り、法令順守、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との絶縁、不当要求排除の徹底を図っています。

また、対応統括部署として総務部が全社への指導、情報の収集などを行い、必要に応じて警察、弁護士など社外の専門機関と連携して対応する体制としています。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、安定株主が過半数以上を占めるため、現時点では買収防衛策を導入しておりません。

(注) 事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,478,528	流 動 負 債	2,267,102
現金及び預金	1,112,865	支払手形	39,770
売掛金	195,015	買掛金	488,220
商品	777,390	短期借入金	582,000
前渡金	12,395	1年内返済予定の長期借入金	375,036
前払費用	5,860	未払金	125,742
繰延税金資産	38,568	未払費用	64,591
預け金	236,474	未払法人税等	55,265
その他	100,889	未払消費税等	48,512
貸倒引当金	△930	前受金	407,622
固 定 資 産	3,193,400	預り金	29,940
有 形 固 定 資 産	1,819,986	賞与引当金	50,000
建物	914,808	前受収益	401
構築物	2,437	固 定 負 債	1,034,316
工具、器具及び備品	91,075	長期借入金	761,511
土地	777,494	退職給付引当金	136,470
建設仮勘定	34,170	役員退職慰労引当金	98,760
無 形 固 定 資 産	39,526	資産除去債務	33,446
ソフトウェア	21,557	その他	4,128
電話加入権	17,969	負 債 合 計	3,301,419
投資その他の資産	1,333,888	純 資 産 の 部	
投資有価証券	447,147	株 主 資 本	2,223,058
出資金	510	資本金	957,000
破産更生債権等	32,149	資本剰余金	985,352
長期前払費用	5,056	資本準備金	985,352
繰延税金資産	53,422	利益剰余金	286,655
差入保証金	658,409	利益準備金	158,300
その他	171,452	その他利益剰余金	128,355
貸倒引当金	△34,260	固定資産圧縮積立金	15,694
資 産 合 計	5,671,928	別途積立金	50,000
		繰越利益剰余金	62,661
		自 己 株 式	△5,949
		評価・換算差額等	147,450
		その他有価証券評価差額金	147,450
		純 資 産 合 計	2,370,509
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	5,671,928

損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		7,892,470
売 上 原 価		4,562,306
売 上 総 利 益		3,330,163
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,298,370
営 業 利 益		31,793
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	5,616	
受 取 手 数 料	4,960	
保 険 解 約 返 戻 金	1,751	
協 力 一 時 金	8,260	
そ の 他	4,173	24,761
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	25,525	
そ の 他	1,257	26,783
経 常 利 益		29,771
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2,563	2,563
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	390	
減 損 損 失	18,694	19,084
税 引 前 当 期 純 利 益		13,251
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	48,889	
法 人 税 等 調 整 額	19,330	68,219
当 期 純 損 失 (△)		△54,968

株主資本等変動計算書

（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本							評価・換算 差 額 等	
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式		株 主 資 本 合 計
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金					
			固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	957,000	985,352	158,300	15,844	50,000	142,183	△5,589	2,303,091	64,272
当 期 変 動 額									
税率変更による積立金の 調 整 額				753		△753			—
固定資産圧縮積立金の取崩				△903		903			—
剰 余 金 の 配 当						△24,703		△24,703	
当期純損失(△)						△54,968		△54,968	
自己株式の取得							△360	△360	
株主資本以外の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)									83,177
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	△149	—	△79,522	△360	△80,032	83,177
当 期 末 残 高	957,000	985,352	158,300	15,694	50,000	62,661	△5,949	2,223,058	147,450

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

其他有価証券

- ① 時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
- ② 時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 1) 楽器(ピアノ・電子オルガンを除く)…… 売価還元法による原価法
及びAVソフト並びに関連商品 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- 2) その他の商品…… 個別法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

- 1) 有形固定資産…… 定率法
主な耐用年数 建物及び構築物 5～39年
工具、器具及び備品 5～10年
- 2) 無形固定資産…… 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
- 3) 長期前払費用…… 定額法

(4) 引当金の処理方法

- 1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 2) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- 3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
なお、退職給付債務の計算については、退職給付に係る期末自己都合要支給額に係数(昇給率係数及び割引係数)を乗ずる方法により計算しております。
- 4) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 消費税等の会計処理……税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,360,262千円

(2) 担保に供している資産

	(千円)
預金	280,390
建物	542,110
土地	748,306
投資有価証券	66,167
計	1,636,973

(上記に対応する債務)

	(千円)
短期借入金	532,000
1年内返済予定の長期借入金	375,036
長期借入金	761,511
計	1,668,547

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	(千円)
短期金銭債権	12,488
長期金銭債権	1,700
短期金銭債務	160,571

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	1,491,983千円
営業取引以外の取引による取引高	12,703千円

(2) 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
京都府、大阪府、大分県	店舗、教室	建物、工具、器具及び備品、 長期前払費用

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗、教室を単位としてグルーピングしております。

当事業年度において収益等を踏まえて検討した結果、一部の店舗、教室につきましては、資産グループの固定資産の帳簿価額を全額回収できる可能性が低いと判断し、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(18,694千円)として特別損失に計上しております。

その内訳は、以下のとおりであります。

内訳	金額(千円)
建物	17,351
工具、器具及び備品	383
長期前払費用	958
計	18,694

当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により算定しております。なお、正味売却価額は零であります。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	8,272	—	—	8,272
合計	8,272	—	—	8,272
自己株式				
普通株式(注)	38	2	—	40
合計	38	2	—	40

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加2千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(2) 配当に関する事項

1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	24,703千円	3円	平成26年3月31日	平成26年6月30日

2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成27年6月26日開催予定の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

株式の種類	配当金の総額	配当金の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
普通株式	24,695千円	利益剰余金	3円	平成27年3月31日	平成27年6月29日

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	(千円)
役員退職慰労引当金	32,546
減価償却超過額	55,984
たな卸資産評価損	11,257
退職給付引当金損金算入限度超過額	44,047
賞与引当金損金算入限度超過額	16,500
貸倒引当金損金算入限度超過額	11,610
資産除去債務	10,769
その他	13,298
繰延税金資産小計	<u>196,014</u>
評価性引当額	<u>△26,263</u>
繰延税金資産合計	169,751
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△68,651
固定資産圧縮積立金	△7,469
資産除去債務	△1,638
繰延税金負債合計	<u>△77,759</u>
繰延税金資産の純額	<u>91,991</u>
(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	35.5%
(調整)	
住民税均等割等	318.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.5%
評価性引当額の増減	46.5%
税率変更による期末繰延税金資産・負債の減額修正	113.3%
その他	△0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>514.8%</u>

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.5%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.2%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は7,838千円減少し、法人税等調整額が15,015千円、その他有価証券評価差額金が7,176千円それぞれ増加しております。

6. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的、長期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の長期保有目的株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

差入保証金は、主に店舗、教室の賃借時に差し入れているものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、金額の重要性の観点から取引開始時に信用判定を行うとともに、店舗・教室開発担当部門が定期的取引先の信用状況を調査することによりリスクの軽減を図っております。

営業債務である支払手形、買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。長期借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後5年以内であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、販売管理規程に従い、各営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,112,865	1,112,865	—
(2) 売掛金	195,015	195,015	—
(3) 預け金	236,474	236,474	—
(4) 投資有価証券	443,047	443,047	—
(5) 差入保証金	141,537	113,931	△27,605
資産計	2,128,939	2,101,333	△27,605
(1) 買掛金	488,220	488,220	—
(2) 短期借入金	582,000	582,000	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	375,036	381,308	6,272
(4) 未払金	125,742	125,742	—
(5) 長期借入金	761,511	748,411	△13,099
負債計	2,332,510	2,325,683	△6,826

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 預け金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 投資有価証券
上場株式は取引所の価格によっております。
- (5) 差入保証金
償還時期を予測することができる差入保証金については、信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

負 債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金、(4) 未払金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 1年内返済予定の長期借入金、(5) 長期借入金
これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式 (※1)	4,100
差入保証金 (※2)	516,872

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2) 差入保証金のうち、償還時期を予測できないものについては、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 287.96円

1株当たり当期純損失金額 (△) △6.68円

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純損失 (△)	△54,968千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る当期純損失 (△)	△54,968千円
期中平均株式数	8,233,208株

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 計算書類の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

株式会社 J E U G I A

取締役会 御中

京都監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 柴 田 篤 ①
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 高 井 晶 治 ①
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社J E U G I Aの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月13日

株式会社 J E U G I A 監査役会

常勤監査役 齊 藤 典 子 ㊟

社外監査役 中 川 正 茂 ㊟

社外監査役 小 林 千 春 ㊟

以 上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社 J E U G I A

代表取締役社長 西 村 昌 史

2. 議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元と財務基盤の強化を経営の最重要課題と考え、安定配当の維持を基本としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は24,695,847円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第29条及び第37条の一部を変更するものであります。

なお、定款第29条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会 (社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第29条 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、当該<u>社外取締役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第37条 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、当該<u>社外監査役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (<u>取締役</u>との責任限定契約)</p> <p>第29条 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、当該<u>取締役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (<u>監査役</u>との責任限定契約)</p> <p>第37条 当社は、<u>監査役</u>との間で、当該<u>監査役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、より機動的な意思決定が行えるよう取締役を2名減員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 村 昌 史 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
にし むら まさ し 西 村 昌 史 (昭和35年9月23日生)	昭和58年3月 当社入社 平成17年8月 当社総務部長 平成20年9月 当社教室・楽器営業部長 平成23年6月 当社取締役教室・楽器営業部長 平成24年6月 当社取締役カルチャー事業部長 平成26年8月 当社常務取締役カルチャー事業部長 平成26年10月 当社常務取締役事業統括本部長 平成27年4月 当社代表取締役社長 (現在に至る)	34,100株
やま ね あつし 山 根 篤 (昭和38年2月16日生)	昭和61年4月 十字屋ピアノサービス株式会社（合併により現株式会社J E U G I A）入社 平成12年9月 当社経理部 平成17年8月 当社経理部長 平成24年6月 当社取締役総務部長兼経理部長 平成26年10月 当社取締役カルチャー事業部長 (現在に至る)	22,000株
やま もり なお き 山 森 直 樹 (昭和31年4月25日生)	昭和55年4月 日本楽器製造株式会社（現ヤマハ株式会社）入社 平成15年3月 同社ピアノ事業部営業部長 平成16年3月 ヤマハミュージックコア株式会社代表取締役社長 平成22年3月 一般財団法人ヤマハ音楽振興会西日本支部支部長 平成23年10月 ヤマハ株式会社ヤマハアーティストサービス部長兼銀座ビル推進室室長 平成26年5月 当社入社音楽教室事業部長 平成26年6月 当社取締役音楽教室事業部長 (現在に至る)	0株

ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
お の ひる のり 小 野 博 識 (昭和40年5月31日生)	平成元年4月 ヤマハ株式会社入社 平成23年8月 同社国内営業本部市場戦略推進部副部長 平成25年4月 株式会社ヤマハミュージッククリテイ リング経営管理本部本部長 平成26年4月 株式会社ヤマハミュージックジャパ ン楽器営業本部西日本営業部長 (現在に至る) 平成26年6月 当社取締役 (現在に至る)	0株

- (注) 1. 取締役候補者小野博識氏は、株式会社ヤマハミュージックジャパンの楽器営業本部西日本営業部長を兼務しており、当社は同社との間に製品販売等の取引関係があります。その他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小野博識氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 小野博識氏を社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりです。
同氏は、当社と取引関係のある株式会社ヤマハミュージックジャパンの楽器営業本部西日本営業部長として、その実績・見識は高く評価されているところであることから当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていくものと考えております。
4. 小野博識氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、小野博識氏との間で会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結しております。小野博識氏の再任が承認された場合、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

平成27年3月31日付をもって取締役を辞任により退任されました山田陽一氏、並びに本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます川村義和氏、荒木伸一氏に対し、それぞれ在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

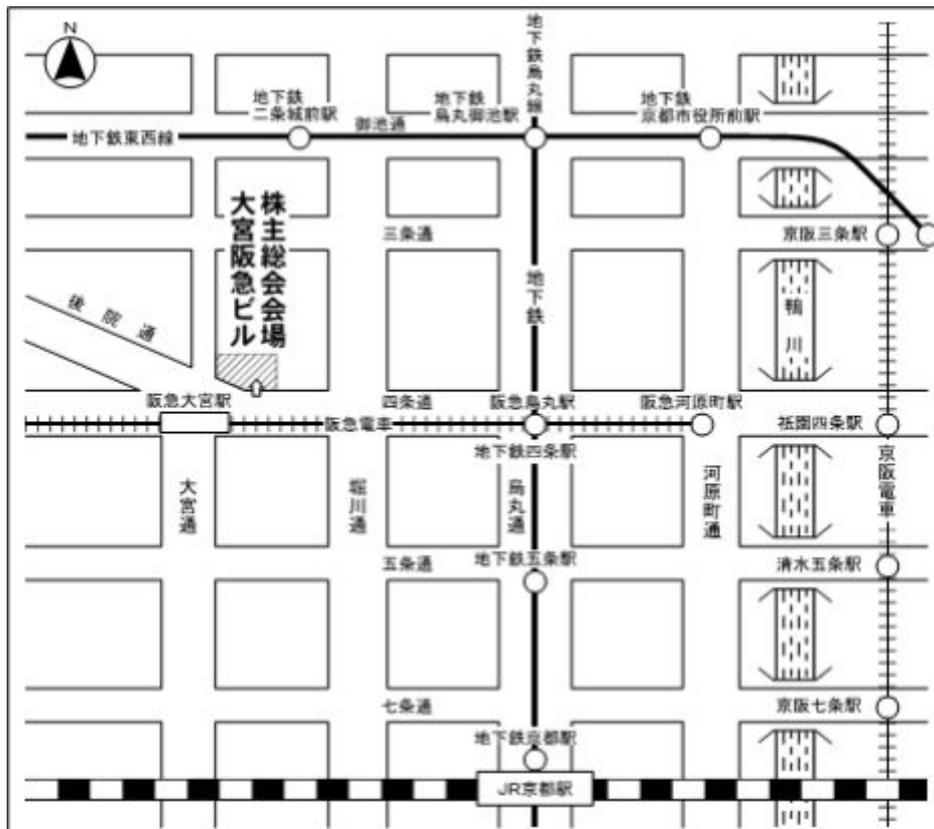
山田陽一氏、川村義和氏、荒木伸一氏の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
やま だ よう いち 山 田 陽 一	平成21年6月 当社専務取締役 平成24年4月 当社代表取締役社長 平成27年3月 当社代表取締役社長辞任
かわ むら よし かず 川 村 義 和	平成12年6月 当社取締役 平成24年6月 当社常務取締役 (現在に至る)
あら き しん いち 荒 木 伸 一	平成12年6月 当社取締役 (現在に至る)

以 上

株主総会会場ご案内略図

会 場：京都市中京区四条通大宮東入錦大宮町127番地
大宮阪急ビル3階 当社大宮センター ホール



- 交通機関ご案内 阪急電車「大宮駅」下車徒歩約3分
市バス「四條大宮」バス停下車徒歩約3分
- 当会場ビルには駐車場がございませんのでご了承ください。

